

# 個人情報保護に関する規則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規則は、社会福祉法人信和会(以下「法人」という。)が保有する利用者(以下「本人」という。)の個人情報につき、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)その他関連法規及び介護保険法等の趣旨の下、これを適正に取扱い、法人が掲げる「個人情報に関する基本方針」がめざす個人の権利利益を保護することを目的とする基本規則である。

### (定義)

第2条 本規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### 1 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの及び他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるものを言う。

本人が死亡した後においてもその本人の情報を保存している場合及びその情報が同時に遺族等の生存する個人情報と関連がある場合には、個人情報と同様に取り扱う。

#### 2 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

イ 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

ロ イに掲げるもののほか個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引、その他検索を容易にするためのものを有するもの

#### 3 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

#### 4 保有個人データ

法人が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を行うことができる権限を有する個人データであつて、個人情報保護法第2条第5項の「保有個人データ」をいう。

#### 5 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

### (基本理念)

第3条 法人は、個人情報が、個人の人権尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いを図るものとする。

### (適用範囲)

第4条 本規則は、コンピュータ処理がなされているか否か、及び書面に記録されているか否かを問わず、法人において処理されるすべての利用者の個人情報、個人データ及び保有個人データ(以下「個人情報等」という。)の取扱いについて定めるものとする。

## 第2章 個人情報の利用等

### (利用目的の特定)

第5条 法人は、個人情報を取扱うに当たっては、利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するとともに、それを公表する。

- 2 法人は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わない。

### (利用目的による制限)

第6条 法人は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わない。

- 2 法人は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わない。

- 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

イ 法令に基づく場合

ロ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

ハ 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

ニ 国若しくは地方公共団体に協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合

### (適正な取得)

第7条 法人は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得しない。

### (取得に際しての利用目的の通知等)

第8条 法人は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合及び取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表する。

- 2 法人は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書及びその他の書面(住民票、通帳、年金手帳等、あるいは電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。

- 3 法人は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表する。

- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

イ 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合

ロ 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより法人の権利又は当該業務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合

- ハ 国若しくは地方公共団体に協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該業務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合
- ニ 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(第三者提供の制限)

第9条 法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しない。

イ 法令に基づく場合

ロ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

ハ 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

ニ 個人情報の保護に関する法律第23条第2項ないし同第4項(共同利用)の方法による場合

2 法人は、個人データの第三者提供について本人の同意があった場合で、その後、本人から第三者提供の範囲の一部について同意を取り消す旨の申し出があった場合は、その個人データの取扱については、本人の同意のあった範囲に限定して取り扱う。

### 第3章 個人情報等の適正管理等

(データ内容の正確性の確保)

第10条 法人は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つように努める。

(安全管理措置)

第11条 法人は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。

2 法人は、個人データの安全管理のために、個人データを取り扱う職員に対し、必要かつ適切な監督を行うものとする。

3 法人は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、确实、かつ速やかに破棄または削除するものとする。

(委託先の監督)

第12条 法人は、個人データの取扱の全部又は一部を委託する場合は、委託事業者との間で業務委託における個人情報に関する契約書を締結した上で提供を行うものとし、かつ、委託先に対しては適切な監督を行うものとする。

2 法人は、業務の一部を委託する場合は、委託事業者から個人情報保護に関する誓約書を徴した上で業務を委託するものとし、かつ、委託先に対しては適切な監督を行うものとする。

### 第4章 保有個人データの開示、訂正・追加・削除・利用停止に対する対応

(保有個人データの開示等)

第13条 法人は、本人から、当該本人に係る保有個人データについて、書面または口頭によりその

開示(当該本人が識別される個人情報保有していない時にその旨を知らせることを含む。以下同じ。)の申し出があったときは、様式2「個人情報開示申請書」により身分証明書等で本人であることを確認のうえ、開示するものとする。ただし、開示することにより次に掲げる場合については、その全部または一部を開示しないことができる。

イ 人の生命、身体、財産その他権利利益を害するおそれがある場合

ロ 法人の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

ハ 他の法令に違反することとなる場合

2 開示は、様式3「開示書面」-①により行なうものとする。ただし、開示の申請をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。

3 保有個人データの開示または不開示の決定の通知は、開示の申請をした者に対し様式3「開示書面」-②により滞りなく行なうものとする。

(保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止等)

第14条 法人は、保有個人データの開示を受けた者から、様式4「個人情報訂正等申請書」の書面により、開示に係る個人データの訂正、追加、削除又は利用停止の申請があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において地帯なく調査を行い、その結果を申請した者に対し、様式5「通知書面」により通知するものとする。

2 法人は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

## 第5章 個人情報管理に向けた体制

(個人情報管理)

第15条 法人は、個人情報の適正管理のため個人情報管理責任者を置く。

2 個人情報管理責任者は、個人情報の保護に関し、内部規則の整備、安全対策及び教育・訓練を推進し、かつ、周知徹底することを任務とする。

3 個人情報管理責任者は、この規則に定められた事項を遵守するとともに、個人情報の取得、利用、提供又は委託処理につき、全ての役員及び職員(以下「職員等」という。)にこれを理解させ、遵守させなければならない。

4 個人情報管理責任者は、個人データの安全管理措置について定期的に評価を行い、見直しや改善を行う。

5 個人情報管理責任者は、個人情報漏えい等の問題が発生した場合において、法人の理事長および施設長に報告・協議し、二次被害の防止対策を講じるとともに、個人情報の保護に配慮しつつ、可能な限り事実関係を公表するとともに、都道府県等の所轄課に速やかに報告する。

(教育)

第16条 個人情報管理責任者は、法人の業務に従事する全ての職員等に対し、個人情報にかかる個人の権利保護の重要性を理解させ、かつ、個人情報管理の適性で確実な実施を図るため、継続的かつ定期的に教育・訓練を行うように努める。

(職員等の義務)

第 17 条 法人の職員等又は職員等であった者は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

- 2 本規則に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した職員等は、その旨を個人情報管理責任者に報告するものとする。

(相談・苦情の対応)

第 18 条 法人は、個人情報の取扱に関する相談・苦情の適切かつ迅速な対応に努める。

- 2 法人は、前項の目的を達成するために、施設に個人情報相談窓口を設け、法人が別に定める「福祉サービスに関する苦情解決事業実施要領」により、個人情報の取扱に関する相談・苦情の対応を行うものとする。

附 則

- 1, 本規則は、平成 18 年 1 月 1 日より施行する。